

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子家庭等の医療費助成関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、母子家庭等の医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

平成28年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等の医療費助成関係事務
②事務の概要	<p>・磐田市母子家庭等医療費助成要綱(平成17年磐田市告示第81号)に基づき、母子家庭等に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び磐田市母子家庭等医療費助成要綱に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①磐田市母子家庭等医療費助成金受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務(磐田市母子家庭等医療費助成要綱第5条)</p> <p>②磐田市母子家庭等医療費助成金受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務(磐田市母子家庭等医療費助成要綱第6条)</p> <p>③磐田市母子家庭等医療費助成金受給者証の変更届に係る事実についての審査に関する事務(磐田市母子家庭等医療費助成要綱第13条)</p>
③システムの名称	<p>・GPRIME 福祉総合 母子家庭等医療費助成システム</p> <p>・団体内統合宛名システム</p> <p>・中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
母子医療関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び磐田市個人番号の利用に関する条例(平成27年磐田市告示第39号)第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 高比良 紀恵子
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 子育て支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

